

名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 趣旨

子ども・子育て支援法の規定により、市は、国が定める基準を踏まえ、特定教育・保育施設（保育所、認定こども園等）及び特定地域型保育事業者（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等）が従うべき運営に関する基準を条例で定めることとされています。

このことから、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

(1) 連携施設の確保に係る経過措置の期間の延長

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携施設（連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいいます。以下同じです。）を適切に確保しなければなりません。子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、それを確保しないことができることとする10年間の経過措置の期間を15年間に延長します。

(2) 保育内容支援による見直し

ア. 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援（以下「保育内容支援」といいます。）に係る連携協力について、市長が連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の（ア）及び（イ）の要件をいずれも満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないことができることとします。

（ア）特定地域型保育事業者とイの連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（イ）イの連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

イ. アの場合において、特定地域型保育事業者は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う者

として適切に確保しなければならないこととします。

(3) 代替保育に係る連携協力の見直し

特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、その特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育（以下「代替保育」といいます。）に係る連携協力について、市長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、特定地域型保育事業者による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとします。

(4) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。